

南島原市 子育てひろば

市は、子育て親子を応援します。
お悩み、ご相談がある場合は、お気軽に連絡ください。
また、市内15ヵ所にある子育て支援センターでも、
子育てに関する相談、情報提供を行っています。
なお、イベント・講習会の日程などは変更になる場合がありますので、事前に支援センターに確認をしてください。

町名	支援センター名	開設日時	イベント・講習会情報
深江町	子育て支援センターラポール (山陰保育園) ☎72-2362	月～土曜日 9:00～14:00	・8月8日(火) Tシャツアート教室 ・8月29日(火) クッキング
	支援センターみずすまし (深江保育園) ☎72-3323	月～土曜日 8:30～15:30	・8月9日(水) 車グッズづくり ・8月21日(月) おはなしよんで
布津町	子育て支援センターひよこ (寺田保育園) ☎72-3594	月～土曜日 9:00～14:00	・8月7日(月) わらべうたとオイルマッサージ ・8月25日(金) 栄養士とクッキング
有家町	有家子育て支援センター (南島原しんきりこども園) ☎76-8787	月～金曜日 9:00～14:00	・8月3日(水) 水あそび ・8月24日(水) ストレッチ教室
西有家町	子育て支援センターほっと (須川保育園) ☎82-0026	月～金曜日 9:00～14:00	・8月5日(土) 夕涼会(園の行事に参加しよう) ・8月22日(火) ほっとカフェ
南有馬町	蓮の実クラブ (ひかり保育園) ☎85-3529	月～土曜日 9:00～17:00	・8月9日(水) アイス白玉 ・8月21日(月) 写真アート・プール遊び
口之津町	たまみねすくすくサロン (玉峰保育園) ☎86-4816	月～金曜日 9:00～14:00	・8月1日(火) ベビーリトミック ・8月10日(水) 月に一度のおたのしみ会
加津佐町	子育て支援センターあたご (愛宕保育園) ☎87-4051	月～金曜日 9:00～14:00	・8月9日(水) 園児と水あそびをしよう ・8月21日(月) 園児とふれあい遊びをしよう

☎こども未来課 ☎73-6652 南島原子育て支援センター 検索
*市ホームページに各支援センターの行事予定などを掲載しています。

家庭教育支援 「わくわく広場」

☎生涯学習課 ☎73-6703 FAX85-2767
Eメール: gakashuu@city.minamishimabara.lg.jp

子育てに役立つ講座を開催します。
お母さん1人でも、子ども連れでも大丈夫です。

【共通事項】

☒中学生までの子どもがいる保護者
☒3日前までに電話などで申し込んでください。

①お母さんへの読み語り

☎8月4日(金)午後2時～3時

☒ありえコレジヨホール

●講師…図書館職員、家庭教育支援員

②親子で楽しめる頭皮マッサージ

☎8月25日(金)午後2時～3時

☒ありえコレジヨホール

●講師…兼平 静香氏



口ノ津港再整備事業についての 住民説明会

☎都市計画課 ☎73-6677



現在、口ノ津港は再整備事業により護岸工事が進められており、今後の埋立工事の概要、都市計画法上の諸手続きおよびターミナル建設について、住民の皆さんにご理解をいただくため下記のとおり説明会を開催します。

☎8月8日(火) 午後7時30分

☒口ノ津公民館 2階講堂

※市民の人はどなたでも自由に参加できます。

“空き家をお持ちの人”と“移住を希望する人”との橋渡し

空き家バンク制度

☎企画振興課 ☎73-6631 FAX82-3086
Eメール: kikaku@city.minamishimabara.lg.jp

本市では、市内の空き家などの有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報登録制度「空き家バンク」を実施しています。空き家を売りたい人、貸したい人はご登録ください。

詳細については、お問い合わせください。

※市では、物件の管理、賃貸、売買に関する交渉、契約に関するの仲介はできません。

空き家バンク制度の概要 市のホームページ <http://www.city.minamishimabara.lg.jp/> 南島原市田舎暮らし情報 検索



- ①空き家の所有者で賃貸、売買を希望する人は、市に空き家情報を提供する。
- ②田舎暮らし希望者は、ホームページから空き家情報を入手し、市へ問い合わせる。
- ③市が、空き家の所有者と田舎暮らし希望者に、双方の情報を提供する。
- ④市では、空き家の所有者と田舎暮らし希望者との間で行われる賃貸および売買に関する交渉、契約に関しては仲介できないので、双方、または不動産業者の仲介によって契約。

提出はお早めに!!

児童扶養手当の「現況届」 特別児童扶養手当の「所得状況届」

☎こども未来課 ☎73-6652 または 各支所市民窓口班

8月は、児童扶養手当の「現況届」、特別児童扶養手当の「所得状況届」の提出月です。
これは、各手当を引き続き受給できるか確認するためのものです。届けがない場合は、支給停止となりますのでご注意ください。なお、所得が限度額を超えるため、手当の支給停止が予想される場合も届けが必要です。
※現況届の提出に係る詳細は、該当者に個別に通知します。

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。

特別児童扶養手当

精神または身体に障がいがある児童(20歳未満)の福祉を増進することを目的とした手当です。